（削る。）

（削る。）

（歯鯨をとる漁業の禁止）

第八十二条　法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、南緯六十度の線以北の海域においては、歯鯨（まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨を除く。次項において同じ。）をとることを目的とする漁業（小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。）を営んではならないものとする。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。

2　農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。）が前項の規定に違反して歯鯨をとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

3　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4　第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（鯨体処理場）

第八十三条　鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　鯨体処理場の名称

三　鯨体処理場の設置場所

四　第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3　前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第一項の許可を受けようとする者が個人である場合　次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　略歴

ハ　鯨体処理場の建物図面

ニ　鯨体処理場の仕様書

ホ　設置場所及びその付近の図面

二　第一項の許可を受けようとする者が法人である場合　次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

ニ　前号ハからホまでに定める書類